

えひめ消費者志向おもいやり自主宣言事業者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、消費者志向経営とおもいやり消費の推進に資する取組みを通じ、消費（経済）・環境の観点からSDGsの推進を図る「消費者志向おもいやり経営」の趣旨に賛同し、「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」を行う事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者志向経営 消費者庁消費者志向経営推進組織（以下、「推進組織」という。）による「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動について（平成29年3月27日）」に基づき実施される取組みをいい、事業者が消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して行う事業活動をいう。
- (2) おもいやり消費 愛媛県が推奨する、環境や人・地域に配慮した消費行動で、「倫理的消費（エシカル消費）」につながる取組みをいう。
- (3) 事業者 県内に本社を有して事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主であって、構成員が愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないものをいう。

(登録要件)

第3条 登録は、次の各号のすべてに該当するものについて行うものとする。

- (1) 消費者志向経営に取り組む自主宣言であって、消費者庁に提出され、推進組織のウェブページに掲載されたものであること。
- (2) (1)の自主宣言の一部に、おもいやり消費の推進に資する取組みが掲げられているものであること。

(登録)

第4条 登録を希望する事業者は、えひめ消費者志向おもいやり自主宣言（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して県に提出するものとする。

- (1) 推進組織のウェブページ上の提出フォームに提出した自主宣言の写し
 - (2) その他県が必要と認める書類
- 2 県は、前項の自主宣言が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該自主宣言をした事業者をえひめ消費者志向おもいやり自主宣言事業者（以下、「宣言事業者」という。）として登録するものとする。
- 3 県は、前項の規定に基づき宣言事業者を登録したときは、宣言事業者に対し、えひめ消費者志向おもいやり自主宣言登録通知書（様式第2号）により通知するとともに、県ホームページ等において公表するものとする。

(宣言内容の変更)

第5条 宣言事業者が自主宣言の内容を変更した場合は、前条第1項の規定に準じた書類を県に提出するものとする。

(取組みの公表等)

第6条 宣言事業者は、自主宣言の内容に基づいた取組みの成果や改善内容などを確認した上で自社ウェブサイト等で公表するものとする。

2 県は、必要に応じ、宣言事業者からその自主宣言の内容に基づいた取組みの成果やウェブサイトでの公表状況等について報告を求めることがある。

(登録の変更)

第7条 宣言事業者は、その所在地、名称又は代表者の氏名に変更が生じたときは、変更報告書(様式第3号)を県に提出するものとする。

(登録の辞退)

第8条 宣言事業者は、県の登録の辞退をしようとするときは、登録辞退届(様式第4号)を提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 県は、宣言事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことを認めた場合
- (2) 第6条第2項に規定する報告の求めに対し、取組み等の報告が行われない場合
- (3) その他県が登録の取消しが適当と認めた場合

2 県は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた事業者へ通知するものとする。

(事務の所掌)

第10条 この要領に関する事務は、県民環境部県民生活局県民生活課において所掌する。

(補則)

第11条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月26日から施行する。